

東日本大震災による被災者に対する証明手数料の免除措置期間の延長について（案）

東日本大震災による被災者について、市が交付する証明書等に係る手数料の免除措置期間の延長を下記のとおり行う。

記

- 1 免除措置期間の延長
（現 行）平成 31 年 3 月 31 日まで
（延長後）平成 32（2020）年 3 月 31 日まで
- 2 対象者
東日本大震災及び同震災を起因とする災害により被災を受けた者
- 3 手数料免除対象証明書
住民票の写し、戸籍の証明書、印鑑登録証、印鑑登録証明書、税証明書等